

五 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正規定、同法第四十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、同法第一百二十二条の二第一項の改正規定、同法第一百八十四条の四第四項の改正規定、同法第一百八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、第五条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三条中意匠法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条第一項の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定(前条第五号に掲げる改正規定に限る)による改正後の特許法(以下「第五号改正後特許法」という)第三十六条の二第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という)以後に特許法第三十六条の二第五項の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前の例による。

3 第五号改正後特許法第四十三条の二第一項(第五号改正後特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、パリ条約(特許法第三十六条の二第二項に規定するパリ条約をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。)第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

4 第五号改正後特許法第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定は、第五号施行日以後に特許法第四十八条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前の例による。

5 第一条の規定(前条第三号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の特許法(以下「改正後特許法」という。)第九十七条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特許権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にされた第一号の規定による改正前の特許法(以下この項において「第一号改正前特許法」という。)第一百五十五条の四第一項又は第一百五十五条の五第一項の規定による申立てについても適用する。ただし、第二号改正前特許法第一百五十五条の四又は第一百五十五条の五の規定により生じた効力を妨げない。

7 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法（次項において「第三号改正後特許法」という。）第一百十二条第二項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に特許法第一百八条第二項に規定する期間又は第一条の規定（前条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の特許法第一百九条若しくは第一百九一条の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であつて、これらの期間内に特許料の納付がなかつたときについては、適用しない。

8 第五号改正後特許法第一百十二条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされる特許権について適用し、第五号施行日前に第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の特許法第一百十二条第四項から第六項まで又は第三号改正後特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

9 改正後特許法第一百二十七条（改正後特許法第一百二十条の五第九項及び第一百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に特許法第一百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。

10 第五号改正後特許法第一百八十四条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に特許法第一百八十四条の四第五項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。

11 第五号改正後実用新案法第一百八十四条の十一第六項の規定は、第五号施行日以後に特許法第一百八十四条の十一第五項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。

12 第五号改正後実用新案法第十一条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の二第一項（第五号改正後実用新案法第十一条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の二第二項）の規定は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

13 第二条の規定（附則第一条第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の実用新案法（次項において「改正後実用新案法」という。）第十四条の二第十三項において準用する改正後特許法第一百二十七条の規定は、施行日以後に適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

14 改正後実用新案法第二十六条において準用する改正後特許法第九十七条第一項の規定は、施行日以後に適用し、施行日前に同条第一項又は第七項の訂正については、なお従前の例による。

15 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の実用新案法（次項において「第三号改正後実用新案法」という。）第三十三条第二項ただし書の規定は、第三号施行日前に実用新案法第三十二条第二項に規定する期間又は第二条の規定（同号及び附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の実用新案法第三十二条の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であつて、これらの期間内に登録料の納付がなかつたときについては、適用しない。